

諫早市監査委員告示第19号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月28日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和2年度(前期)定期監査結果

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R2	前期 定期	総務部	情報 システム課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第14条第1項によると、収入命令権者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に納入通知書を送達しなければならないと規定されているが、電算機使用料等に係る納入通知書の送達が遅延している事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な徴収事務の執行に努められたい。</p>	令和2年8月5日	歳入の調定後、直ちに納入通知書を送達することについて、課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R2	前期 定期	農林水産部	干拓室	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、行政財産の目的外使用料の納入期限が使用開始後の任意の日に設定されている事例が見受けられた。</p> <p>については、条例に基づく適正な使用料の徴収事務の執行に努められたい。</p>	令和2年6月4日	使用料の徴収について、室内会議を行い、諫早市行政財産の使用料徴収条例に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。